

京都市眺望景観創生条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 135 号

京都市眺望景観創生条例施行規則の一部を改正する規則

京都市眺望景観創生条例施行規則の一部を次のように改正する。

第4条中「第9条第1項」を「第9条第1項後段」に改め、「変更は、」の右に「同項の認定を受けた計画に係る」を加え、「外観の変更を伴わない間仕切りその他これに類するものの」を「各部分の標高の増加を伴わない」に改める。

第5条第1項中「第10条第1項」の右に「(条例第13条第3項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第2項中「第10条第2項」の右に「(条例第14条第3項において準用する場合を含む。)」を加える。

第6条中「第11条第1項本文」を「第11条第1項」に改め、同条に次の2項を加える。

2 条例第11条第2項に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 近景デザイン保全区域にあつては、建築物等の形態、意匠、外壁、屋根等の色彩及び位置

(2) 遠景デザイン保全区域にあつては、建築物等の外壁、屋根等の色彩

3 条例第11条第2項の規定による変更の届出をしようとする者は、建築等変更届(第6号様式)の正本及び副本に、それぞれ別表第2に掲げる図書(変更に係るものに限る。)その他市長が必要と認める図書を添えて、市長に提出しなければならない。

第7条第1項中「第6号様式」を「第7号様式」に改める。

第10条中「第7号様式」を「第8号様式」に改め、同条を第11条とする。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(視対象への眺望景観の保全上支障がないと認める工作物)

第8条 条例第15条第3項第11号に規定する別に定めるものは、次に掲げる工作物とする。

(1) 電柱に取り付ける照明器具で、その最上部の位置が当該電柱の高さを超えないもの

(2) 道路標識(地盤面からの高さが4.5メートルを超えるものを除く。)、信号機その他これらに類するもので交通事故の防止を図るために設置されるもの

- (3) 道路上の柵又は駒止め
- (4) 堰、堤防、護岸その他これらに類するもの
- (5) 地下に設けるもの

2 条例第15条第4項第5号に規定する別に定めるものは、次に掲げる工作物とする。

- (1) 避雷針、テレビジョン放送の受信用のアンテナその他これらに類するもの
- (2) 道路標識
- (3) 郵便差出箱、信書便差出箱又はバス停留所の標識

第1号様式及び第2号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改める。

第3号様式中「あて先」を「宛先」に、「第10条第1項」を
「 第10条第1項
 第13条第3項に

に、「認定の年月日及び認定番号」を「認定又は許可
において準用する第10条第1項」

の年月日及び番号」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 該当する□には、レ印を記入してください。

第4号様式中「あて先」を「宛先」に、「第10条第2項」を
「 第10条第2項
 第14条第3項に

に、「認定の年月日及び認定番号」を「認定又は許可
において準用する第10条第2項」

の年月日及び番号」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 該当する□には、レ印を記入してください。

第5号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に、「第11条第1項本文」を「第11条第1項」に改める。

第7号様式中「第10条関係」を「第11条関係」に改め、同様式を第8号様式とする。

第6号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改め、同様式を第7号様式とする。

第5号様式の次に次の1様式を加える。

第6号様式（第6条関係）

建 築 等 変 更 届

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
届出者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	届出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名） 電話 —

京都市眺望景観創生条例第11条第2項の規定により届け出ます。		
敷地の地名及び地番	京都市 区	
敷地面積	平方メートル	
変更する建築物等の概要	変更の種類	建築物 <input type="checkbox"/> 建築面積 <input type="checkbox"/> 延べ面積 <input type="checkbox"/> 建築物の高さ <input type="checkbox"/> 階数 <input type="checkbox"/> 屋根の形状, 仕上材料又は色彩 <input type="checkbox"/> 外壁の形状, 仕上材料又は色彩
		工作物 <input type="checkbox"/> 種類及び用途 <input type="checkbox"/> 水平投影面積 <input type="checkbox"/> 高さ <input type="checkbox"/> 仕上材料 <input type="checkbox"/> 色彩
	変更の内容	変更前
		変更後
変更の理由		

注 該当する□には、レ印を記入してください。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(都市計画局都市景観部風致保全課)